

Alternative Systems Study Bulletin (抜刷り)

第20巻第6号
(2013年2月14日)

関西での社会的企業創業に向けて

1. 社会的企業協会(仮称)準備会の呼びかけ 2. ユニオンと協同組合 3. 1月5日メモ 4. 1月26日ルネ研研究会報告

ルネサンス研究所活動報告

1. 3月3日研究会報告 2. 7月7日研究会を終えて 3. ルネ研の課題について 4. 10月20日の研究会報告

後記

編集 境 毅

連絡先 〒600-8691 京都市下京区東塩小路町 京都中郵私書箱169号 貿易研究会

ホームページ <http://www.office-ebara.org/>

メール sakatake2000@yahoo.co.jp

関西での社会的企業創業に向けて

はじめに

総選挙敗北の現実のなかで、反戦共同行動のメンバーたちから、運動の足腰になるような組織の形成の必要性が語られるようになりました。私は、現在ではその環は、反戦共同行動やユニオンなどのネットワークを、社会関係資本として利用することによって、協同組式的運営による労働統合型の社会的企業を創業することだと考えて、反戦共同行動の会議で提案し、同時にルネサンス研究所でも研究会を持ちました。その記録文書を報告します。

まず、①1月26日のルネサンス研究所研究会に提起した中間支援組織の呼びかけ文書、次に②2月8日に行われた打ち合わせに用意した、「ユニオンと協同組合」そして、そもそものきっかけとなった③1月5日の反戦共同行動の会議への提案文書「1月5日メモ」、最後に④1月26日のルネサンス研究所研究会での報告、および⑤「1月26日の研究会を終えて」を掲載します。

1. 社会的企業協会(仮称)準備会の呼びかけ

2013年1月26日 ルネサンス研究所有志

下記の趣旨にもとづき、社会的企業創業をめざして、研究会を始めます。研究会の名称は社会的企業協会（仮称）準備会とします。

研究会開催に当たっての確認事項

1. 社会的企業創業に向けての準備に向けて何が必要か。

1) 社会的企業創業の目的の確認

- ① 市民社会におけるヘゲモニー抗争の主体の形成。
- ② 資本・賃労働関係を廃絶したもう一つの働き方の実現。
- ③ 社会的に排除された人々とともに働く事業体、ヨーロッパ型の労働統合型社会的企業をめざす。
- ④ 日本の官僚階級解体の道筋をつける。

2) 政府・官僚階級の動向の確認

- ① 社会的企業を、アメリカ型のベンチャービジネスとして位置づけ、サードセクターの事業の担い手として、補助金行政で官の影響下に繋ぎとめる。
- ② 雇用創出が目的だが、政府・官僚階級が独占している公共事業への参入を認めない。
- ③ 政府・官僚階級は仕事保障をする気はないし（全日自労の失対事業の総括から）、住民の横の団結を認めず、それをつぶしにかかる（官僚階級の政治的意志）。

3) 創業主体の募集

- ① 事業の種類は色々あるが、とりあえず山谷の「あうん」をモデルに「あうん型社会的企業」を創業する。
- ② そのためには事業を支える広範なネットワークが必要で、中間支援組織（社会的企業協会）を同時に発足させる必要がある。
- ③ 出来れば複数の事業所を立ち上げる。

2. 研究会の課題（順不同）

- ① 労働統合型社会的企業の研究。
- ② 「あうん」についての研究会、前代表の中村氏を呼ぶ。
- ③ 全日自労の失対事業の総括、闘争経験者から聞き取り。
- ④ 政府の補助金行政の実態調査。
- ⑤ 中間支援組織のあり方、及び関連法人格についての研究。

3. 展望

準備会の段階で複数の社会的企業創業をめざし、同時並行的に社会的企業協会の法人化を行う。法人格は単位事業所は企業組合、中間支援組織は一般社団が向いている。

2. ユニオンと協同組合（2013年2月8日メモ）

これまで社会的企業そのものについて提起してきたがここではユニオン運動との関連で考えてみたい。

1. ユニオンと協同組合

もともと労働組合と協同組合は親和的だった。戦後日本においても労働組合が作った生協はたくさんあった。また倒産した企業の自主管理の事例も多い。

1980年代半ばから広がり始めたコミュニティ・ユニオンの運動に限定しても、コミュニティ・ユニオン活動の展望として、ワーカーズ・コレクティブ作りが提案されていた（『コミュニティ・ユニオン宣言』、第一書林 1988年、233頁）。また脇田憲一が指導していた北摂生活者ユニオンでは、当初から協同組合運動との連携が実践されていた（『ユニオン・にんげん・ネットワーク』1993年、第一書林、233頁）。しかし、これらの事例も大きくは育たなかったようだ。

生協運動を体験した立場から言えば、労働組合運動はいやでも闘争することを余儀なくされるし、闘争心の塊にならざるを得ない。しかし、協同組合のほうは事業活動であって、これは闘争心にはなじまない。だから双方の活動家が、なかなか分かり合って連携していくことが難しい。だがこれは二次的な問題であって、本来的には二つの運動の連携を作り出せるような原則を作り出せなかったことが問題だ。それは労働者階級の解放についてどのように考えていたかということを検討するところから解決していける。

2. 労働者階級の解放について

労働組合運動に関わる立場として、右派組合主義者でなければ、労働者階級の解放のために運動として位置づけていると思われる。労働者階級の解放とは、社会主義、共産主義社会を創ることだが、まず、共産主義とは何かということが問題となる。

いわゆる「共産主義の理念」であるが、ランダムに挙げると、次のようなものだ。

- ① 搾取の廃絶
- ② 階級の廃絶＝商品・貨幣・資本の廃絶
- ③ 経済的隷属からの解放
- ④ 能力に応じて働き、必要に応じて受け取る
- ⑤ 労働時間の短縮で労働が生活の第一の欲求となる
- ⑥ 必然の国から自由の国へ
- ⑦ 人間の支配を事物の管理に代える
- ⑧ 国家の死滅

これらの理念のうち、労働組合運動の活動家にとって意義があるのはどれだろうか。④から⑦までは共産主義社会のイメージであって運動論の基礎におけるようなものではない。⑧もいきなりこれを要求することはできないだろう。一番わかり易いのは①搾取の廃絶だろう。しかし、賃金闘争や解雇反対闘争、反合理化闘争などの労働組合の諸闘争は、搾取の廃絶を実現する闘いではなくて、搾取されている諸条件をよりましなものとする闘いである。この意味で、労働組合運動の目的は、労働者の労働条件を改善することで、労働者が階級闘争に取り組めるよりよい条件を作ることと、労働組合運動でつくり上げた団結を政治運動をはじめとする階級闘争に活かしていく、という理解となる。

ここからは、前衛党が労働組合運動と政治運動とを結びつけるという組織論が導かれる。この組織論は階級闘争の一時期には適合的だったが、しかし私は60年代からずっと疑問を持っていた。まずロシア革命では、労働組合運動は一般化しておらず、革命の時期に工場労働者がソヴィエト（工場委員会）に組織され、革命運動の拠点を形成しえた。しかし、労働組合運動が発達していた西ヨーロッパではシュトルムタールが『ヨーロッパ労働運動の悲劇』で書いているように、革命の阻害要因となったのである。

ロシア革命を孤立させたヨーロッパ労働運動の責任と、戦後日本の革命の流産の責任とを自らのものとして、この敗北の原因を探っていくと、一つの結論は、労働者を労働力商品所有者意識から解放することが出来なかったのではないかと、思い当たり、国際労働者協会（第一インターナショナル）規約前文の規定に注目した。以下に引用する。

「労働手段すなわち生活源泉の独占者への労働する人間の経済的な隷属が、あらゆる形態の奴隷制、あらゆる社会的悲惨、精神的退廃、政治的従属の根底にあること、

したがって、労働者階級の経済的解放が大目的であり、あらゆる政治運動は手段としてこの目的に従属すべきものであること、」(「国際労働者協会暫定規約」(全集、16巻、12頁)

搾取の廃絶は、もともと階級の廃絶=商品・貨幣・資本の廃絶と同じことである。ソ連崩壊以降の市場万能論では、市場はなくせないという理解が一般化している。したがって、これをもろに掲げても運動の要求に結び付けられない。ところが③経済的隷属からの解放は、新しい運動論の基底に据えることができるのではなからうか。というのもマルクスは国際労働者協会創立宣言の方では、協同組合運動について「これらの偉大な社会的実験の価値は、いくら大きく評価しても評価しすぎることはない」(同書、9頁)と述べているからだ。(もちろん周到なマルクスは協同組合運動の負の側面についても記述することを忘れてはいない。)むしろ労働組合運動や蜂起などの政治闘争だけでなく、協同組合運動の興隆という事実を受けて、経済的開放という目的設定が可能となったのではないだろうか。

労働者階級の経済的解放という目的を掲げれば、協同組合運動、特に労働者協同組合(ワーカーズ・コレクティブ)は「いま」「ここで」経済的隷属から脱出した働き方として、労働者階級解放運動のメインストリームとなる。他方で労働組合運動はどのように位置付けられるだろうか。その場合、労働組合運動は労働者の団結を形成する場としてあり、地域の社会運動のネットワークとしての役割が生み出されるのではなからうか。さらに政治運動がこの大目的のための手段であるとされると、今日政治運動が政府の政策反対運動に切り縮められ、その結果保守が革命を唱え革新が保守派となっているような現実に対して、根本的な切開が可能となるように思われる。政治権力の奪取からしか社会革命は始まらないという旧来の戦術からすれば、政治運動は自己目的化されざるをえない。この自己目的化された政治運動を、手段としての運動へと位置付けなおすことで、政治活動の巾を広げていくことが可能となるだろう。

3. 商品批判の意義

労働者が労働力商品所有者意識から脱却するには商品批判が問われてくる。商品批判は搾取や貧困という結果に対する批判ではなくて、資本主義の大元への批判としての意義をもつ。資本・賃労働関係がなければ資本主義は存在しないが、他方商品がなければ資本もない。商品は資本・賃労働関係の前提である。

その際、商品からの貨幣の生成が、商品所有者たちの無意識のうちでの本能的共同行為によることを知ることが決定的であり、そして商品・貨幣・資本を人の意志を支配する存在であることを知ることが大切である。ここから労働者がなぜ労働力商品所有者意識から脱却できないかという理由がはっきりするからだ。意志支配が順応と意識されているなかで、理性に働きかけるだけでは如何ともしがたいのだ。かえってナチスのように劣情に訴える方が大衆化してしまう。とするならば、意志支配されていることの帰結としてある経済的隷属からの解放をなし遂げた領域における新しい文化による感染力で、労働力商品所有者意識を相対化していくしかない。働く人の協同組合の新しい形としての社会的企業をそのような場として創っていくこと、これがユニオンの政治的課題の一つとなっている。

4. コミュニティ・ユニオンの現実からの出発

コミュニティ・ユニオン運動の現実を捉え、その上で労働者階級の解放についての

議論を踏まえ、労働者階級の経済的解放のための社会的企業の創業を政治的に位置づけることが問われている。他方で従来の協同組合運動の側も、これに呼応した取り組みが必要だろう。ベルンシュタイン的な民主主義の拡大という方向ではなく、労働者階級の経済的解放の現時点での存在様式としての意義を確認し、その陣地を拡大していけるような政治が求められている。

3. 2013年1月5日メモ(反戦共同行動の会議で提案した文書)

自治論は別途提起した(後日本誌掲載予定)。ここでは社会的企業育成の中間支援組織の必要性について述べる。

1. 自民党復活の根拠

民主党政権下で左派の取り組みは成功したとはいえない。官僚による民主党政権の箠絡に対して左派は打つ手がなかった。自民党の復帰については左派の責任として捉えることが必要だ。

左派の足腰はないのも同然。反戦共同行動も参加者が現場から一人連れてくれば倍増するが、そうはなっていない。労働組合と政党組織による動員は現実性を欠いてきているが代替りの足腰は作れていない。

60年代に、一代で巨大な事業化に成功したもののひとつは生協運動。もちろん資本の側も松下やソニーのように一代で巨大化している。

しかし、左派は、事業について市場と資本の付属物となるという批判を掲げた。しかし、これはおかしい。左派の人々も、市場に依存して暮らしていて、その購買力は大資本の価値増殖の手段とされている。問題はそんなところにはない。

こんな批判で満足してきたのも、左派がイデオロギーと運動方針に忠実であることを党派性にしてきたことの帰結だが、これでいいのかという反省が必要だ。

日本のシステムでは左派は市民社会から村八分にされ、左派は村八分状態を美化してきた。孤立しているのが正しいことの根拠だと。これも再検討すべきだ。

2. 社会運動の地殻変動

左派の努力が実ったわけではないが、リーマンショック以降の世界資本主義の危機は社会運動の再生を呼びおこし、日本でも3・11原発事故があり、社会運動の地殻変動を経験している。左派はこの運動と結びつくことが必要だが、その仕方がわかっていない。そのためもっぱら新しく起きてきた運動に対して、自分たちの過去の経験則に照らして批判するという後ろ向きへの対応しかできていない。

個人化、サブ政治、コモンズ、こういった諸問題についての認識の上に社会運動の地殻変動についての理解が必要だ。

3. 現実的方針

60年代には、一代で巨大化する事業が生協であったが、現在では社会的企業である。現在の市民社会でのヘゲモニー抗争は、新自由主義と第三の道の間で争われているが、市民社会における持久戦とヘゲモニー抗争のためには個人ではなく法人、団体が必要だ。日本の官僚は事実上第三の道にそって、福祉国家からワークフェアを実施しようとしており、社会的企業はその担い手として育成の対象となっている。この流をにらんで、第三の道とは異なる内実をサードセクターで実現していくものとして、社会的企業育成の中間支援組織が必要となっている。

日本のサードセクターは官の植民地であり、サードセクターに属する諸団体は農協や生協など規模は大きい、自らがサードセクターに属するというアイデンティティをもってはいない。営利事業が中心の私的セクター、税金で維持されている公的セクター、これらに対抗する意識が日本のサードセクターの諸団体にはない。しかし、市民社会での持久戦とヘゲモニー抗争を起そうとするならば、サードセクターの社会的経済としての確立が必要であり、そのためには社会的企業の育成が必要だ。

日本のサードセクターが、官の植民地となっているのは、官僚が特殊法人や公益法人を作り、税金の流をそこに誘導し、公共事業を傘下のファミリー企業に流し込むという仕組みによる。この仕組みを打破することがヘゲモニー抗争の目標の一つだ。具体的にはファミリー企業の仕事を外に出させることであり、社会的企業の育成はこの活動にかかっているといえる。

4. 1月26日ルネ件研究会報告

テーマ：自治・自己権力に向けた市民社会のヘゲモニー抗争の展開に向けていかに取り組むか。

別紙、「社会的企業協会（仮称）準備会の呼びかけ」を肉付けするために以下に報告する。

要旨：まず日本の政府・官僚階級の社会的企業推進論を見る。次いでそれとは異なる労働統合型の社会的企業の実例を、イタリアと韓国のケースを上げて研究する。イタリアの事例は社会的企業の運営に関する到達目標として役立ち、韓国の事例は、社会的企業立ち上げ過程が参考となる。

I. ヘゲモニー抗争の相手方の社会的企業論

1. 日本政府・官僚の社会的企業施策

2007年 経済産業省がソーシャルビジネス研究会を始める。

谷本寛治らのアメリカ型社会的企業をモデルにしている。

企業の例として、ビッグイシューとフローレンス。

2012年の施策 ソーシャルビジネスケースブックの作成、ソーシャルビジネス推進研究会の開催。およそやる気なし。若干の予算で研修会などやっているだけ。

2009年 鳩山首相による「新しい公共」の提起と新しい公共推進会議の設置。

雇用促進などいくつかの事業、が実施されるも、研修会や訓練だけにとどまる。

政府の考え方は、みずほ総研の文書参照。

2012年 厚生労働省が、消費税増税と社会保障の一体的改革という政府の方針に従って、社会保障見直しに向けて、生活支援戦略を提起し、そこで社会的企業について触れている。

斎藤（共同連）論文参照。

政府・官僚の施策の特徴：この分野は本気でやらない。仕事保証はしない。

理由：官僚の発想：市場規模が業界団体を作って天下りを保証するまで成熟していない。政府に

よる仕事保証は、全日自労の激しい仕事よこせ闘争の総括から、絶対にしない。全日自労の後継

団体であるセンター事業団、日本労働者協同組合の、協同労働の法制化要求については、なるべ

くスルーしたい。法制化は天下りとセットでないと官僚のモチベーションがわからない。たなざら

し。住民の横の連帯を絶対にさせない（官僚階級の階級的意志）。

この政府・官僚の発想との闘いが必要。

2. 『チェンジ・メーカー』（日経PB）などの考え方

若者たちが比較的簡単に起業できるビジネスチャンスの場としての位置づけ。アメリカ型の社会的企業には、働く人々への配慮がない。サードセクター論もない。

II. ヘゲモニー抗争の主体としての社会的企業

アメリカ型のベンチャービジネスモデルではなく、ヨーロッパ型の労働統合型社会的企業をモデルとする。

1. イタリアの社会的協同組合B型

1970年代からの、トリエステのバザーリア医師が問題提起した精神病院廃止運動の流れ。

1991年社会的協同組合法制定。

以降、障害者も協同組合のメンバーとして働く場が増えて行っている。事業所それ自体は、30名

規模だが、下から中間支援組織を作って行政との交渉力を強化し、単位事業所の困りごとを解決して行っている。

研究論文（2004年、『ASSB』12巻6号より）

イタリアの社会協同組合B型 佐藤結毅「イタリアの社会協同組合」からの紹介

前回少し触れました社会協同組合について紹介します。

1) イタリアの協同組合

日本の協同組合には生協や農協や漁協があります。それぞれ法律があり、自治体などの行政府の認可によって法人格が得られます。ところが働く人たちの協同組合である、ワーカーズ・コレクティブ（労働者協同組合）には法律がなく、法人格を取得しようとするれば、有限会社や事業協同組合やNPOを選ばねばなりません。いずれも働く人たちの協同組合としては具合が悪いことが多く、働く人たちの協同組合の法制化を目指す運動が行われています。

イタリアの場合日本に比べて法制化が進んでいて、1980年代までは7つのカテゴリがありました。消費、生産・労働、農業、住宅、運輸、漁業、混合、がその分野でした。ところが40年間の協同組合の消長を見ても、混合タイプの協同組合の数がどんどん増えていったのです。1990年の各分野の協同組合の数を見ても、住宅が一番多くて、42.3%（44355）、次が生産・労働で20.9%、さらに農業が16.5%で、混合はこれに次ぐ14.1%（14815）となっています。1970年の時点では4.1%（2009）でしたから、数だけで見ても、20年間で7倍強になったのです。

混合が増えていったことには、社会福祉分野への協同組合の進出が大きい原因の一つとなっています。そしてこの分野で80年代に大きく発展したことを受けて、この分野を土台にして、新しく社会協同組合の法律が1991年に制定されたのです。

2) 社会協同組合

この法律第1条は目的ですが、それは次のようになっています。

「社会協同組合は、(a) 社会保険サービスおよび教育サービスの運営、(b) 不利な立場の人々の仕事の参加を目的とした農業、工業、商業およびサービス業等さまざまな活動の展開、といった事業をとうして市民の人間的高揚と社会的統合を図るといふ共同体の一般意志を追求することに資する。」

佐藤さんはこの目的を紹介したあとこれを次のように高く評価しています。

「社会協同組合はいわば『社会的弱者』を主たる対象とした活動を展開しているのであるが、条文には『弱者』という言葉は現れず、『市民』という表現が使われている。ここに、この法律の積極的側面がある。すなわち、いかなる弱者も十全の市民であり、いかなる社会的サービスも、弱者にたいする『施し』ではなくして、市民としての政治的社会的権利として捉えるという、いわばノーマライゼーションの思想がこの条文の基底に横たわっているのである。」(『社会運動』第211号、13頁)

この社会協同組合にはA型とB型という二つのタイプに分けられています。A型は目的にあった社会保険サービスおよび教育サービスを、組合外の顧客に提供するものであり、これに対してB型は、農業、工業などのさまざまな分野で生産活動に従事するものです。しかもB型の場合働いている組合員の30パーセントは「不利な立場の人々」で占められる必要があります。

この法律で規定されている「不利な立場の人々」とは、身体・精神・感覚障害者、入院歴のある精神障害者、通院中の精神障害者、薬物依存症の人、アルコール依存症の人、家庭状況から労働に従事する未成年者、法律に基づく獄外労働許可取得受刑者、などが該当するとされています。そして誰が「不利な立場の人々」かの認定は行政当局が行います。

社会協同組合に対するいろいろな優遇措置についても佐藤さんは調べていますが、複雑になるのでここでは紹介しません。

3) 社会協同組合の意義

イタリアにおいても社会協同組合の誕生は大量生産・大量消費・大量廃棄の社会の反省と、社会の高齢化、失業の増大といった日本の現状と同じ要因に基づいています。そして、日本の場合は一部のNPO法人がそうですが、イタリアの社会協同組合の業務はその多くが公的機関からの委託ないしそれに関連するものとなっています。

日本と異なるところは、1978年に精神病院廃止が行われ、入院していた人たちが地域での生活を始めたことです。この精神衛生・公衆衛生・社会福祉分野の機構の大転換は、社会全体の福祉思想の転換を必要としていました。政府の財政逼迫の中で、これらの諸問題に対する公的対応が遅れ、代わりに協同組合やボランティアが対応することとなったのです。このような経過から形成されてきた社会協同組合について佐藤さんは次のように述べています。

「社会協同組合は、伝統的協同組合の枠組みに収まらない形式・内容を備える。それは、ボランティアを十全の組合員として内包し、組合員の共同利益よりも社会再建や弱者の尊厳を優先させる協同組合である。『公』の業務を多く引き受けながら、『公』の領域を浸食し、『公』の文化の克服の可能性を秘める協同組合である。」(18頁)

この位置づけはニュースタートやサポートセンターの向かう方向を示しているように私には思われます。

4) 社会協同組合B型の現状

佐藤さんの別の論文から現状を紹介しておきましょう。

まず社会協同組合全体では、2000年までの7年間で、1479組合から6952組合に増えています。2000年での種別は、A型が58%、B型が37%、A・B混合型が5%です。

次にB型は、93年の287組合から2000年には1915組合に増えていますが、2000年現在32939人がB型で働いており、そのうち13569人が「不利な立場の人」となっています。そして、1組合あたりの平均組合員数は17.2人となっています。

さらに事業分野ですが、伝統工芸品・工業製品製造(29%)、ビル清掃(22%)、公園・緑地清掃・管理(19%)、その他のサービス産業分野(17%)、商業(6%)、建設業(4%)、農業(3%)となっています。

最後に「不利な立場の人」の分類は次のようになっています。精神的問題を抱える人(41%)、身体的問題を抱える人(20%)、薬物依存の人(20%)、アルコール依存の人(6%)、受刑者(4%)、その他(9%)となっています。

11月3日から10日間、イタリアの社会協同組合B型の視察に出かけますが、その結果についてはまた報告します!

イタリアの社会協同組合視察報告 2004年11月27日

1) 視察日程

- | | |
|---------|--|
| 11月4日午前 | Cooperativa Gnosys (カソリック系) 訪問 (A・B型) |
| 午後 | Cooperativa Castelluccio (カソリック系) 訪問 (B型) |
| 5日午前 | 公立一貫教育校(幼稚園から中学まで) 訪問 |
| 午後 | カーポダルコ社会協同組合B型訪問 (以上ローマ市) |
| 8日午前 | バンコ・エチカ(倫理銀行) 訪問 |
| 午後 | Polis Nova Lavoro 訪問 (B型) (以上パドヴァ市) |
| 9日お昼 | 莓の場社会協同組合B型(レストラン)で食事 |
| 午後 | バザーリア社会協同組合(A・B型) 訪問 |
| 10日午前 | 陶器製造の社会協同組合B型訪問 |
| お昼 | 莓の場レストラン(廃止された精神病院の中にある)で食事 |
| 11日午前 | トリエステ市役所障害担当者の講義を聴く
ついで市の参事官(市長に次ぐ地位)との公式会見 |
| お昼 | 3日連続莓の場で昼食 |
| 午後 | バザーリア社会協同組合連合体理事長との懇談 (以上トリエステ市) |

2) 予備知識

社会協同組合とは、1991年に法制化されたもので、主として顧客としての障害者に対するサービスを行うものをA型、障害者自身が組合員として働くものをB型(障害者の組合員が3割を超えるもの)と決めている。

法制化されるまでは、イタリアの協同組合には7つのタイプがあった。消費、生産・労働、農業、住宅、運輸、漁業、混合で、福祉の協同組合は従来混合に入れられ

ていたが、この分野の組合が 80 年代に大きく発展したため、これを土台に社会協同組合というタイプの法制化がなされた。

社会協同組合法第 1 条目的は次の通り

「社会協同組合は、(a) 社会保険サービスおよび教育サービスの運営、(b) 不利な立場の人々の仕事の参加を目的とした農業、工業、商業およびサービス業等さまざまな活動の展開、といった事業をとうして市民の人間的高揚と社会的統合を図るといふ共同体の一般意志を追求することに資する。」

3) バザーリア社会協同組合 (9 日午後)

B 型の理事長のお話 (精神病院の解体から今日までの歩み)

1978 年にバザーリア医師の名にちなんだ通称バザーリア法が制定され、精神病院が廃止されました。現在 25 棟の病棟は保険機構が所有し、保険機構の事務所となっています。そこに 5 つの社会協同組合も入居しています。

バザーリアの協同組合は発足してから 32 年経っています。まず歴史についてお話ししましょう。

1970 年代にフランク バザーリア医師がトリエステ精神病院の院長となりました。ここから歴史が始まります。当時精神医療については 1904 年の法律が有効で、このふり法律に基づいて精神医療がなされていました。それは患者を閉じ込めておく、というもので 1200 人がいたこの病院は一つの町をなしていました。

といってもそこには治療のシステムはなく、単に収容するだけで、大きい部屋に 60 人から 70 人が収容されていました。収容された人たちは何十年もいて、出るときは死んだときでした。医者が治療するという出番はなく、看守も大男を配置するというのが一般的でした。

バザーリア医師は極めて簡単なことをしました。それは患者の意志を尊重する事で、彼は患者が健康を取り戻すためには外に出て町で生活することが必要だと考え、これをだんだん実行していきました。バザーリア医師は精神障害者にも権利があると考えていましたが、いまある社会協同組合の歴史はバザーリアの活動と平行して成長してきたのです。

社会復帰の基本は労働である。この彼の考えが、実行され受け入れられるためには文化的変容が起こる必要がありました。

当時の状況を紹介しますと、1200 名の収容者が居て、看護人は今と違ってパンを配り、生活の世話をするだけ、患者の中から看護人の手伝いをする人を作り、このサポートをする人は無償でした。

70 年代の初め、バザーリアは、雑用手伝いも労働であり、労働者に対価を支払うべきと考え、協同組合を作って、労働にペイを支払いました。これに対して当局は労働と認めず、精神障害者の労働は労働ではないと断定したのです。これに対してストライキを実施、病院は大混乱に陥り、行政も下請け労働として認めることになりました。

社会的な経費についてですが、精神医療に対する費用は今日病院があったときと比べて半分になっています。公的な課題を協同組合にまかす、というシステムの変換、福祉社会への転換を遂げて費用も減ったのです。

現在の社会協同組合は 280 人のメンバーがいて、うち 110 人が不利な立場の人です。事業高は 600 万ユーロ (約 7 億 8 千万円)。仕事の内訳ですが、100 人がビル清掃、90 人がレストラン、35 人が運送、10 人が営繕、残りの人は製本や洗濯です。また労働奨学生は 30 人受け入れています。

70 年から 80 年代は病院解体が進む中で出て行った人たちに、公的資金をばら撒くという形でしたが、その後給付配布よりも仕事を見つけてもらう、働く訓練をして社会復帰してもらうという方向へ行きました。

労働奨学金の制度がだんだん普及し、今日では分散して地域で医療、福祉をするようになっていますが、公的機関 (保険機構) が働く訓練をしたほうがいいと認定すると奨励金が降り、その際の受け皿として社会協同組合が一番力を発揮しています。

社会協同組合が労働奨学生を受け入れる、ということにどのようなメリットがあるかについて述べましょう。まず掃除の仕方を教えます。非常に時間がかかります。やがて掃除が出来るようになり、仕事を通じて、患者の社会復帰のプロセスを歩むようになります。この間のコミュニケーションで、日常性、自立性を取り戻す可能性があり、社会的効果があります。

労働奨学生が訓練を通じて組合員になる場合は、不利な立場の人たちが組合員になることですから、国家が種々の負担をします。毎年 12 名受け入れ、前とあとでは健常者の給与が 1 か月分上がりました。

さらに文化的な側面からの考察も必要です。かつての病院のシステムにおける患者に対する態度は、一人の人間とは認めないものでした。今の私たちの取り組みの態度は、一人一人に価値がある、患者は以前の力量を取り戻せるし、取り戻すことで価値を増やせる、というものです。

人間そのものに価値がある、という考えは失われやすいし、現在でも企業の儲け仕事に押し切られています。人間の価値を増やしていくという考え方はますます重要になってきています。

私たちの社会協同組合も長い歴史を持っていますが、私たちがなしえたことは小さいことかも知れませんが、持続できたことが大きいと考えています。偏見との闘い、これはひとつの賭けでしたが、試みる価値のある賭けでした。かつて今でも人間が様々な役割を持たねばなりません、医者と教授とかの肩書きで価値が決められ、患者はその奴隷とされてきましたが、人間をどうするかが問題であり、偏見を克服することが大事です。

日本とイタリアの文化や歴史は違います。でも日本に精神病院が存続していることには驚きます。

Q 日本では病院に収容されていますが、この人たちが地域に戻っていくときのケアの体制について教えて下さい。

A 考え方についてお話します。地域で回復する、地域で治療を受けるということの意味を考えましょう。従来は病院に閉じ込めているだけで、これでは治癒しません。地域、家族で治療する、病院は地域の一つの場所にすぎません。地域でのサポート・治療システムを作ることが必要で、患者の治療を、地域と家族の中で行い、可能ならば働くことにトライするのです。精神病は、骨折と同じで時間がかかる場合もあります。首輪をかたくしめていると、人に当るようになってしまいます。

4) 社会協同組合グローセス (智) (4 日午前)

連合体の理事長のお話の要約 (現在の社会協同組合の活動状況について)

最初の訪問先は、精神障害者の共同体を管理する二つの A 型と、障害者自身が働く一つの B 型協同組合によって構成されている連合体でした。

共同体というのは障害者が住んでいるグループホームのことでそれぞれ 13 名と 10 名の障害者がそこで生活し、これを管理している A 型社会協同組合の働き手は 14 名と

11名です。他方B型の方は組合員10名のうち6名が障害者です。

ここのシステムについて理解して頂くためには、1978年に精神病院が廃止され、入院していた人たちが、地域に解放されて以降の、病院に代わるケアのシステムについて説明しなければなりません。

病院から解放された精神障害者を地域でケアするための仕組みとして、全国に保険機構が新たに設けられました。これは行政的にも財政的にも州の管轄で、今日では全国200ヶ所あり、単純に平均すれば、人口5万人に1ヶ所あることとなりますが、支所を持っているところもあり、州によってさまざまです。

この保険機構に所属しているソーシャル・ワーカーが障害者の事情を把握しており、地域での措置を決定しています。一つは職業訓練制度で、これは当局によって認定された障害者を社会協同組合などの地域の受け皿に委託して、職業訓練を実施させます。あと、地域のデイサービスセンターや在宅ケアも実施しており、前者は誰でも参加できますが、後者は認定された人たちだけに実施されています。

この仕組みは、基本的に障害者を家族の責任でケアしようというもので、それをサポートするものとして、地域のシステムが作られているのです。このシステムの特徴は措置について、本人が望むことが前提になっていることです。

A型社会協同組合のグループホームで生活している人たちは保険機構との契約によって、受け入れについて、トータルで州から年間90万ユーロ(1億2千万円)の公的資金がおりています。これで入居者の生活費と、ケアする人たちの人件費を賄います。入居している人たちのうち、職業訓練コースの認定を受けて人たちの訓練を受け持つのがB型です。精神障害者が職業に就くのは非常に困難で、実際には訓練といっても、日常生活の仕方を教えるといったもので、B型の6人がその教育にあたっています。

B型は他に、ITの事業もやっています。これはゲームのソフトや、薬を説明するソフトなどで、後者は医者や製薬会社のために開発したものです。

過去のことですが病院の解体はうまくいきました。高齢者が多かつたし、当時の入院患者はほとんど亡くなっているでしょう。現在は若者の精神障害が増えています。私たちのグループホームも若者が多いのです。精神障害と麻薬ですが、その症状が既存の精神病の治療システムの枠外にあり、人格障害(アイデンティティの喪失)と呼ばれています。

お話に出てきた引きこもりの人も1人入居しています。部屋にこもったきりの人はイタリアで14000人くらい居るのではないのでしょうか。このような若者の発病は、16歳の学校卒業時に多く、一人っ子が多くなっていることもその原因ではないかと考えています。

5) 訪問した社会協同組合の規模

① Gnosys 二つのA型と一つのB型の連合体

A型、組合員14人と10人。グループホーム入居者、13人と10人。

事業内容 グループホームの管理。

事業高 年間90万ユーロ(約1億2千万円)

B型、組合員10人、内不利な立場の人6人。

事業内容 労働奨学生の受け入れ、ITのソフト作り。

事業高 年間15万ユーロ(約2000万円)

障害者の労働時間は4時間。

② Castelluccio 9つの社会協同組合の連合体

A型 3団体、B型 5団体、A・B混合 1団体。

組合員 100人。

事業内容 労働奨学生の受け入れ、公園の管理、印刷と配布、建物の清掃。

③ カーポダルコ 組合員 850人内73パーセントが不利な立場の人。

障害の内訳、50パーセントは身体・動作に関わる障害。

20パーセントは身体・動作に関わらない障害。

10パーセントは精神障害者。

20パーセントはその他の理由。

事業内容 自治体からの委託で、HPの作成や電話相談。

④ PNL 5つの社会協同組合の連合体

組合員 100人、内不利な立場の人48人。

事業内容 電気部品の組み立て、靴の部品の製造、配食(1日250食)。

事業高 125万ユーロ(1億6250万円)。

⑤ バザーリア 組合員 280人、内不利な立場の人110人。

事業内容 ビル清掃、100人。レストラン、90人。運送、35人。

営繕、10人。製本と洗濯、残りのメンバー。

労働奨学生の受け入れ、30名。

事業高 600万ユーロ(7億8千万円)。

⑥ 陶器の製造所 組合員 23人、内不利な立場の人 16人。

労働奨学生、3人。職業訓練生、7人。

事業内容 各種陶器の製作。直販所 200ヶ所。

事業高 50万ユーロ(6500万円)。

⑦ バザーリア連合会 7つの社会協同組合、A型 2団体、B型 5団体。

陶器の組合と、バザーリア社会協同組合は加入しているが、

レストランを運営している苺の場社会協同組合は脱退した。

6) 学校の障害児教育

公立一貫教育校(ローマ)と幼稚園(トリエステ)を視察した。

クラス(20名)に1人の障害児がいる場合、クラス担当の教員のほかに補助教員がつき、これは国から払われる。障害の程度によって、介護人がつけられこれは自治体の負担となる。幼稚園から障害児と一緒に教育している。

2. 韓国の社会的企業

(以前の論文2009年『ASSB』17巻5号所収「韓国の福祉レジームの学ぶ」より)

① アジアで初めての法制化

2007年に成立施行された社会的企業育成法は、社会的企業についてのアジアでの初めての法制化であり、共同連は、障害者労働研究会などでいち早く韓国から講師を招いて何度か研究会を持ってきた。また育成法そのものについても翻訳解説がなされてきている。法律の特徴について簡単に述べると、社会的に不利な立場の人々を「脆弱階層」と規定し、その中に障害者や高齢者などの伝統的に社会的に排除されてきた人々だけでなく、世帯平均年収の6割に満たない人々をもこれに加えたことである。いわゆるワーキングプア層が法的措置の対象となっているのだ。次に法人格については

様々な法人が参加できるようになっている。つまり法人を認証するシステムである。

社会的企業育成法についてはさしあたって次の文献を参照のこと。

姜 乃榮「韓国の社会的企業と市民運動」馬頭忠治他『NPOと社会的企業の経営学』（ミネルヴァ書房）所収

法律そのものは、ネットから入手できる論文、白井京「韓国における格差問題への対応」に「社会的企業育成法」の翻訳が付けられている。

② 社会的企業育成法成立の背景について

姜 乃榮によると社会的企業育成法の背景には 2000 年の国民基礎生活保障法の制度化があげられる。その前史として、貧民運動が 70 年代から展開してきた生産共同体運動の伝統と結びついた形で、金泳三政権時代に自活支援センターが 5 ヶ所設置されたが、これが韓国での社会的企業への制度的な支援の最初であったという。

97 年の通貨危機に際して、失業克服国民運動委員会（失業克服国民財団、のちにとともに働く財団に名称変更）が始動し、民間で巨額の寄付を集めて、失業家庭に対する生計費支援と就労の斡旋、各種相談事業を始めた。この運動が参与連帯が求めている生活保護法改定運動と結びつき金大中政権の下での国民基礎生活保障法制定となった。

法制定後、従来の自活支援センターは、自活後見機関（07 年からは地域自活センターに改称）に名称変更し全国の自治体に広がり、70 ヶ所を数えることになったという。

「この自活後見機関の自活事業は、政府から人件費の支援を受け、保護された市場の中で経済的自立をはかる自活事業団と、競争市場の中で経済的自立を追い求める自活共同体とに分かれる。2007 年 12 月末の時点で指定を受けた機関の数は全国的に 242 箇所」(馬頭、前掲書、91 頁)

国民基礎生活保障法の対象者のうち、労働能力のある人々で、就業者は労働部、非就業者は保健福祉部で自活後見機関が施行する自活事業に参加したが、自活成功者の割合が少なく、後に労働部主導で社会的仕事作り事業が始まり、この流れの中で社会的企業についての法制化が志向されるようになったという。以上は姜論文からの紹介で、法制定に関わる詳しい事情は直接姜論文を参照されたい。

③ 韓国の事例から学ぶために

社会的企業育成法の制定のいきさつや直接の背景については既存の文献に任せて、ここではもっと一般的な背景について考察してみる。

1960 年代半ばからの、開発独裁による経済成長から、1993 年の文民政府成立後の高度成長に至るまで、韓国は 40 年間にわたり経済成長を続けたが、1997 年の経済危機で恐慌に見舞われた。このときに IMF からの融資を受けると共に IMF の管理の下での新自由主義政策の本格的導入がなされたのである。経済危機の直後大統領に当選した金大中大統領の下でなされた諸改革は、経済と社会の新自由主義化と共に、経済危機に伴う社会的危機への対応として、社会福祉制度の改革を伴っていた。そしてこの金大中政権の社会福祉政策が、新自由主義的なものか福祉国家的なものかという点を巡って韓国の社会学者の間で激しい論争が繰り広げられる事となった。この論争は「韓国福祉国家性格論争」と名づけられ、その最初の単行本が訳書『韓国福祉国家性格論争』（流通経済大学出版社）として出版されている。

IMF 危機に至る韓国の経済の事情を日本と比較してみよう。日本は、石油ショック以降も対外輸出の増大によって経済成長を持続し、80 年代にはバブル経済の下で一瞬間ではあったとはいえ世界一の金融大国にまで上り詰めた。しかしこれはほんの短期間

のことで、90 年代に入ると長期の不況に見舞われる。経済成長してきたことで 80 年代の日本は左翼も含め一貫して新自由主義に親和的であったが、新自由主義的政策が本格的に導入されはじめたのは 90 年代半ばであり、それは 21 世紀になってからの小泉構造改革で完成された。そして 90 年代半ばからの新自由主義政策による社会の荒廃が漸次的に進行し、2005 年頃には誰の目にも明らかとなってきたのであった。

このような両国の経過を見れば、韓国が経済危機で一夜にして社会的危機を迎え、危機の中で外圧によって新自由主義に舵を切ったのに対して、日本の場合は新自由主義導入の十数年間の帰結として今日社会的危機に直面しているという相違がある。韓国の場合は社会的危機への対応が新自由主義的改革と同時になされたのに対して、日本の場合現在直面している社会的危機が十数年かけてなし崩し的に醸成されてきたために、それへの処方箋が政権交代後の民主党によっても明示されていないという現実がある。今日、日本社会の社会的危機への処方箋を作り出していくためにも韓国の経験について学ぶことが必要である。

資料として別刷り

みずほ総研文書、経済産業省ソーシャルビジネス研究会文書、厚生労働省生活支援戦略文書はネットで入手可能。

斎藤論文「生活支援戦略と社会的事業所」（共同連『れぞみ』140 号）

姜 乃榮「韓国の社会的企業と市民運動」馬頭忠治他『NPOと社会的企業の経営学』（ミネルヴァ書房、2009 年）

参考文献

実践の役には立たないが、研究書は次のものがある。

ドゥフルニ他『社会的経済』（日本経済評論社、1995 年）

ボルザガ他『社会的企業』（日本経済評論社、2004 年）

田中夏子『イタリア社会的経済の地域展開』（日本経済評論社、2004 年）

アジット他『グローバル化と社会的排除』（昭和堂、2005 年）

エバース他『欧州サードセクター』（日本経済評論社、2007 年）

私に関わった書籍類

宮本太郎他『社会的経済の促進に向けて』（同時代社、2003 年）

ジャンテ他『勃興する社会的企業と社会的経済』（同時代社、2006 年）

必読文献

『情況』2009 年 7 月号

境毅他『誰も切らない、分けない経済』（同時代社、2009 年）これは聞き取り調査記録を含む。

5. 1 月 26 日の研究会を終えて

1. 研究会の経過

まず、後藤から「2013 年度ルネ研研究テーマについての提案」がなされ、討議決定した後に、榎原の報告と討論があった。ここでは後者について報告します。

2. 榎原報告について

「社会的企業協会（仮称）準備会の呼びかけ」及び、それを肉付けする「1 月 26 日

報告」について報告しました。報告文書中、4頁のバザーリア社会協同組合理事長の話は、精神病院解体との関連での社会協同組合の位置づけで、ここに注目してください。

3. 「呼びかけ」について

これはルネサンス研究書有志という名称で呼びかけますが、ルネサンス研究所が主体となるわけではなく、研究所の周辺での動きについて、研究所としてサポートすることが目的です。

4. 討議

おおむね賛同され、「呼びかけ」は承認されました。意見としては、韓国の場合市民運動と労働運動の関係はどうか、イタリアに関しては、医療関係者が社会協同組合に注目しているが、精神病院解体には言及するが、協同組合的経営には言及しない傾向があるという発言がありました。あと関西でも現に存在している社会的企業があり、それとの連携の必要性についても提起がありました。

5. 報告文書への補足として

今回の「呼びかけ文」と報告は、社会的企業をめぐる政府・官僚階級とのヘゲモニー抗争に的を絞って提起しています。しかし社会的企業を協同組合的に運営するためには、協同組合についての知見が必要なのでこれについて補足しておきます。

今日の協同組合運動にとっての必読文献はレイドロウ『西暦2000年における協同組合』（日本経済評論社）で、これは国際協同組合同盟（ICA）20回大会（1980年モスクワ）でレイドロウによってなされた報告であり、その概要は、今日の協同組合運動が歴史上三度目の危機にある（アイデンティティの危機＝思想上の危機）とし、その克服にむけ、四つの優先分野を出しました。第一優先分野が世界の飢えを満たす協同組合、第二分野が生産的労働のための協同組合、第三分野が保全者社会のための協同組合、第四分野が協同組合地域社会の建設です。第二分野に挙げられているのがいわゆるワーカーズ・コレクティブ＝労働者協同組合で、これの最も成功した事例はスペインにバスク地方にあるモンドラゴン協同組合群です。

レイドロウ報告と、モンドラゴンについては、HP：office-ebara.org/ の「学習したい人のために」のところに掲載している「協同思想の可能性」と「アリスメンディアリエタ試験」をお読みください。後者は1950年代に創業されたモンドラゴン協同組合の創業者でカソリックの神父です。最低この二つの文書で事情はつかめると思います。

あと、社会的企業を協同組合方式で創業する時の思想的な諸問題については、私自身がその時々書いた短文がHPの「いま何が起きているか」のところに掲載されていますので参照ください。このうちいくつかをセレクトしてパンフレットにする予定です。

6. 当日資料として別刷りしたものについて

みずほ総研文書は社会的企業で検索すると出てきます。経済産業省ソーシャルビジネス研究会文書、厚生労働省生活支援戦略文書はそれぞれ官庁のHPに出ています。

以下についてはどなたかPDFに焼いて配信して下さると嬉しいです。

斎藤論文「生活支援戦略と社会的事業所」（共同連『れざみ』140号）

姜 乃榮論文「韓国の社会的企業と市民運動」（馬頭忠治他『NPOと社会的企業の経営学』所収、ミネルヴァ書房、2009年）